

令和5年度 第1回東海農政局農業農村整備等事業技術検討会

【国営総合農地防災事業 新濃尾地区 再評価】

議事録

日 時：令和5年6月16日（金）15:45～17:10

場 所：木津用水土地改良区大会議室

●参加委員

飯尾 歩 氏（㈱中日新聞社 論説委員）

野中 章久 氏（三重大学大学院生物資源学研究科 准教授）

平松 研 氏（岐阜大学応用生物科学部 教授）

水谷 香織 氏（パブリック・ハーツ㈱）代表取締役 兼 名古屋学院大学現代社会学部 准教授）

●東海農政局

杉山農村振興部長

関島地方参事官（各省調整）

渡邊設計課長

水上防災課長

小山事業調整室長

●新濃尾農地防災事業所

川中所長

菊池次長

【事務局】

定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。

ただいまより、「令和5年度第1回東海農政局農業農村整備等事業技術検討会」を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、東海農政局農村振興部設計課事業調整室長の小山と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、お手元にあります資料の確認をさせていただきます。お手元の資料は、議事次第、出席者名簿と配席図、資料1、資料2、資料3、資料4、以上でございます。資料の不備不足はございませんでしょうか。

それでは開会に当たりまして、東海農政局農業農村整備等事業管理委員会委員長、農村振興部長の杉山より御挨拶を申し上げます。

【農村振興部 杉山部長】

改めまして、東海農政局農村振興部長の杉山でございます。本日は御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。農林水産省では「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、いわゆる「農林水産省政策評価基本計画」に基づき、国が実施する事業については、事業を始める

前、事業実施中の5年毎、そして事業完了後にそれぞれ評価を行うという仕組みになっております。これは、時代が変わる中で事業の必要性に変化は生じていないか等、事業の進め方について透明性をもって効率的に進めていこうという趣旨でございます。

今回は、平成10年に着手しました国営総合農地防災事業「新濃尾地区」が着手後25年という節目でございますので、改めて現在の状況を再評価するということでございます。現地では主要なところを見ていただきました。この検討会の結果については、8月末に公表するという段取りで進めているところでございます。本日の説明及び現地の状況等御覧いただき、忌憚のない御意見を是非いただきたいと思っております。そして、7月に第2回の検討会を実施しまして、最終的な評価という形にしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日の技術検討会は第1回目でございますので、検討会の委員長の選出、検討会の運営方法等を決めていただいた上で、地区概要、再評価資料（案）について御審議いただきたいと考えております。

では、技術検討会の委員の選出をお願いしたいと思います。委員長の選出は、委員の互選により決定することになっております。それでは、各委員から委員長の推薦がございましたら御発言をお願いいたします。

【飯尾委員】

昨年に引き続き、平松委員をお願いするのが妥当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なしです。

【事務局】

各委員から御賛同いただきましたので、飯尾委員から推薦がありました平松委員に委員長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【平松委員】

はい。

【事務局】

それでは、平松委員に委員長をお願いいたします。また、万一委員長に何か不都合がある場合に職務を代行する委員を平松委員長に指名していただきたいと思っております。

【平松委員長】

それでは、飯尾委員をお願いしたいと思います。

【飯尾委員】

承知いたしました。

【事務局】

それでは、飯尾委員におかれましては、平松委員の代行として、委員長代理としてよろしくお願いいたします。

続きまして、議事に入りたいと思います。議事進行につきましては、平松委員長にお願いいたします。

【平松委員長】

委員長を務めさせていただきます平松でございます。よろしくお願いいたします。

今週、岐阜大学で編入試験があり面接をいたしました。そこで、実家が柿農家を営んでいる学生がまいりまして話を聞くと、周りの農家の方々は平均年齢が 80 歳を超えていて、90 歳を超えている方々も多い。その方々が柿を作っているとのことでした。90 歳を超えて農家を営んでいることは立派なことではあります。ただ、今日お会いした方も 80 歳を超えていましたが、おそらくそういった方々が今後引退していき、担い手農家に集約されていくのではないのでしょうか。そのこと自体は経営規模が大きくなり悪い話ではないと思いますが、その一方で、少ない人数のためにこういった大きな事業を行うことに対しては色々否定的な声が上がってくるのではないかと心配しております。我々の生活において水・食料は基本中の基本ですので、国として食料の生産基盤をしっかり守っていくことが非常に重要だということを一般の方々に理解していただくような活動がますます重要になるのではないかなと感じました。

今回の対象地区が新濃尾地区ということですが、実は 10 年前ぐらいに大江排水路で生態調査を行っておりましたし、木津用水路でも様々な調査を行っておりましたので非常に身近な場所になります。そういった意味では、それなりに知識を持っていると思っておりますので、今回のことについてもしっかりと検証させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議事の円滑な進行のため皆様には御協力をお願いいたします。

議事次第に従って進めていきたいと思えます。議事の①技術検討会の運営について、事務局からお願いします。

【事務局】

技術検討会の運営に関して、透明性を確保する観点から、会議は公開させていただいております。議事録の公開及び議事録を公開する場合の発言者名の明記につきまして、取扱いを決定していただくようお願いいたします。

【平松委員長】

ただいま説明がございました内容について、各委員から御意見ををお願いしたいと思います。

【飯尾委員】

発言者の明記について、特に意見が無ければ、透明性を確保する観点から議事録は公開して、発言者名を明記する方針でいきたいと思いますがいかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【平松委員長】

それでは、議事録の公開及び発言者名を明記する方針でお願いします。

【事務局】

本日の議事概要につきましては、東海農政局のウェブサイトで早々に公開を予定しております。また、詳細な議事録につきましては、事務局で作成させていただき、各委員にご確認いただいた後、今回の資料と併せて公開したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【平松委員長】

それでは続きまして、議事②新濃尾地区の再評価について、事務局から説明をお願いします。

【新濃尾 菊池次長】

(資料に基づき説明)

【平松委員長】

はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

ただいまの説明を踏まえて、各委員から御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

【水谷委員】

本日は現地視察、本当にありがとうございました。毎回思うのですが、やはり現場を見させていただくということは「百聞は一見にしかず」と言われるとおり、よく分かってありがたかったです。特に街中に農業施設があるということは、生活道路に重機が入ることになり、工事が難しくなることは見て取れました。また、いつもながら管理されている方が御高齢で、「草刈りが大変だったけれども楽になった」という一言には実感がこもっており、この整備をされて本当に良かったのだと分かりました。

また、委員長の最初の御挨拶で農業の大切さ、施設の大切さをもっと多くの方々に伝えていくことが大事というお話がありましたが、私もそのとおりだと思います。やはり、普段気にしない施設、関係者しか気にしない施設が実はものすごく大事な施設だということを多くの人がもっと知ってもいいのではないかと思った次第です。

では、質問に入らせていただきます。たくさんありますので、いくつかに分けて委員の皆様の

ご意見をお聞きしながら質問させていただきます。

まず、今後、修繕改修が必要な施設や地区というのはどのくらいあるのでしょうか。資料3の3ページに今回の事業概要として地図上に今後の予定を示してくださっていますが、この事業の他に、どれぐらいの施設において修繕が必要なのか、農水省または関連の工事を行っている行政で、それは分かるのでしょうか。

【防災課 水上課長】

防災課の水上でございます。全国の基幹的な農業水利施設のストック量は再建設費ベースで20兆円ぐらいあるので、各県別で当然整理をされているところです。その中で、それがどれぐらいの耐用年数であるかを見ながら、事業を行っていくということでありまして、トレンドでいきますと、高度成長期に造ったものが耐用年数を迎えつつあり、その整備をしていかなければいけない。やはり、老朽化が進んだ施設が増えている状況です。

【水谷委員】

ありがとうございます。それをマップ上に落としたものは、データとしてありますか。

【防災課 水上課長】

水土図という県ごとに基幹的な水利施設をGISで落としたものがあります。県別でどれぐらい整備されているのか、というのは公表されていると思います。

【水谷委員】

ありがとうございます。資料3のスライド34、35に農林業センサスというグラフがあって、これは統計的に見た数値だと思います。この数値をマップ上に示すことで、どの辺りが減っているのかがわかると思います。

【防災課 水上課長】

資料3のスライド34、35は、農地面積の関係だと思いますので、農地転用自体は農地台帳や農業委員会が整理されているものと思います。あとは土地利用状況、登記上、宅地や水田とかの整理は出来ていると思うのですが、どこまで精査されたデータになっているのか、というのは確認する必要があると思います。

【水谷委員】

今後の継続的な利用や担い手への支援を戦略的に実施するために、必要なデータになると思います。実際、人が減っている所はどこで、人が増えている所はどこか、それはなぜなのかという分析が大事だと思います。この整備をしていくに当たって、人に使ってもらわなくては意味がありませんので、その関連性を見ていくのは大事だと思った次第ですが、いかがでしょうか。

【防災課 水上課長】

この国営事業をやる上で基本となるのは、やはり、農地であったり、その農業経営体になるか

と思います。それを踏まえた上で、どういった整備が必要なのかということを地域の方から話を聞いて整備を進めていく。若しくは、その水路整備の中で管理の省力化を図る等いろいろ出来ることがあると思いますのでそれを踏まえて整備しています。

【水谷委員】

ありがとうございます。もちろん、地元の方からのヒアリングや要望というのはとても大事で、それがベースにあることが必要だと思うのですが、国として、全体を見たときにおそらく、全てを一度に修繕できないという時代ですので、優先順位をどう付けていくかということが大事になると思います。そういったデータ整理が重要ではないかと思います。コメントです。

【平松委員長】

はい。ありがとうございます。

【飯尾委員】

私も、地元の方は言いたいことがいっぱいあったと思いますが、とにかく草刈りをしなくていいということがすごく本音だと思います。このことは事業の効果としてどこにカウントされるのでしょうか。草刈りしなくともいい効果。維持管理節減効果という項目で経費ということになると思うのですが、経費以上に、労力的効果がすごく大きいと思います。積極的に何か数値化できないのかなと思って、国民総幸福みたいな数値。最初に平松先生が言われた、これから農業基盤を維持していく上で、効果を国家・一般消費者にアピールすることに関してはね。行政で項目が決まっていると思うのですが、だからこそ、こういう場で意見を言わせてもらいたい気持ちもあります。草刈りをやるということが農業の減少に結びついている。反対に、そういうことに人手をかけなくなると、農業者が入ってこられる、就農する人が増える。これってすごく大きな問題だと思います。なんでも経費に換算するのではなくて、別の方法があるのではないか、というのを現地を見て1番感じた次第です。

【野中委員】

今の論点のところ、私も発言しようと思っていました。お金に換算にすると、時給換算して節減しても意外と金額がいかないと思います。具体的な研究成果があるわけではないのですが、実は私、古民家に住み始めたのです。すると、用水路の草刈りを見る機会が多くて、草刈をしていた方に話を聞くと、「この作業があるから息子夫婦は駅前に引っ越して農家を辞める。空き家があるのは、俺はもう農業をやらない、と家を出た人がたくさんいるからだよ。」という話がありました。だから、そういう意味では、農業をやってもらいたい気持ちはあるのですが、そのもう一つ手前に、その家に住み続けていただかないと、農村が農村として維持できなくなる、というのがあります。この対象の地域は人口減少が結びつく環境にあって、一方で都市開発の中で従来の集落が圧迫されている環境にある。そういうところでもせめて住み続けていただきたい。そうしないと農地所有が継承されないし、継承されたものがしっかりと管理されない状態につながります。結局、草刈りをなくすということは、実は、農家の継承性を促進させると思います。すぐに評価項目に入れるというのは難しいかもしれませんが、コメントにいれる、とかすれば良いと思います。

す。そういう評価項目も入れていくとおもしろいという話でした。それから、1つ質問をさせていただきたいのですが、資料2の34ページの作物生産効果、あまり聞いてしまうとダメかもしれませんが、水源かん養効果が結構大きな効果なので、どのように計算しているのかを教えてください。すぐ答えられる質問ではないかもしれませんがよろしくお願いいたします。

【新濃尾 川中所長】

水源かん養効果の考え方については、そもそも本地域は地盤沈下対策地域に指定されており、地下水の取水制限が行われているところ。非かんがい期には他用途の地下水取水により浅い層の地下水が低下していきませんが、かんがい期が始まると低下した地下水位が回復してきます。

このことから、事業により地下水のかん養が継続され、下流での地下水の取水が今後も継続的に可能となることを効果算定に加えています。

【平松委員長】

関連して、今回費用対効果 B/C が 7.63 なのですが、これは元々かなり高い数字ですが、最終的な B/C、それとも検討中の値でしょうか。

【新濃尾 菊池次長】

この 7.63 という数字は、計画変更を予定している中で算定した数字になっております。また、この効果が上がっている主な内訳は、災害防止効果の中の一般資産があり、この数字が1番大きくなっているのですが、こちらは国土交通省の治水経済調査マニュアルにある被害率が更新され、数字が大きくなっています。その関係もありまして効果としては大きくなっているのと、その他、国産農産物安定供給効果が新たに入っています。

【平松委員長】

結構この辺り都市化が進んでいるから逆に大きくなるのですね。分かりました。

事業コストの縮減を紹介していただいているのですが、工事としては、説明資料の45ページ、工法変更で額が上がっていると思うのですが、コスト縮減の説明をお願いいたします。

【新濃尾 菊池次長】

現計画の事業費が変更計画で増えているところですが、今、説明しているコスト縮減の部分については、既に終わってる部分があり、前回、第1回の計画変更で880億円からコスト縮減で770億円に減らしているというところがあります。今回、工法変更で30億ほど増えているのは、新木津用水路の工事において、周りに家がたくさん出来てしまっていることで、少ない用地スペースでやる施工するための工法分と、小水力発電施設を建設するための費用が増えています。

【平松委員長】

ありがとうございます。今日も見てきましたけれども、工事が大変なところというのがよく分かりました。

小水力発電の話があったので、それについて質問したいのですが、先程の説明で上がった収益

で土地改良区の電気をまかなうという話がありましたが、国が設置するので単純に国庫に入ることではないのですか。

【新濃尾 川中所長】

この施設は土地改良区に管理委託をしますので、国庫には入ってきません。関係する5つの土地改良区に入るようになっており、代表の宮田用土地改良区に管理をお願いして、関係する5土地改良区で分配するという仕組みとしています。

【農村振興部 杉山部長】

仕組みとしては、補助も含めた話ですが、農業用水で発電した場合には全て維持管理にあてる。要するに売電します。自分で使わない売電を前提としていますので、収入はその他の施設、土地改良区の全ての維持管理費用に充填して良いです。例えば、非常に発電条件が良いところで、儲けがすごく出てしまった、維持管理費を全部払ってもお釣りがくるような場合は、国庫に返してください、という仕組みになっています。

【平松委員長】

ありがとうございます。

【水谷委員】

先程の草刈りの話に戻りますが、ぜひ考慮していただきたいと思っております。自動で動くルンバのような、人が作業せず見守ればいいというロボットの開発がされていると伺っていますので、ぜひ、農水省としても、そういったことを検討していただければと思います。

資料3の22ページにT-N値について記載がございます。発現された効果の水質改善について、右の方で※で農業用水基準値とあるT-N値ですけど、1mg/リットル以下とありますが、昨今、三河湾からアサリが獲れない、綺麗になりすぎて獲れなくなっている、という話があり、下限値を設けるという話になってきていると思います。本地区は、下限値を設定されているのでしょうか。されていない場合は、今後設定される予定はあるのでしょうか。

【農村振興部 杉山部長】

農業用水の基準なので下限値はたぶん必要ないと思いますが、こういった趣旨のご質問でしょうか。

【水谷委員】

工業用水や生活用水は薬品を混ぜることできれいにすることができます。すると、薬品をたくさん入れれば数値が下がりきれいになりますが、薬品を入れすぎることによってアサリ等が獲れないという問題が起こっているのです。全国的に下限値を設けてきれいになりすぎないようにしましょう、という動きがあります。それを踏まえての質問です。

【新濃尾 川中所長】

水質の関係は確認させてください。水谷委員がおっしゃることも分かります。我々もどうか状況を含め確認させてください。

【水谷委員】

はい、よろしくお願いします。

資料のスライド 32、33 の認定農業者の定義について教えて下さい。どうすれば認定農業者になれるのでしょうか。

【新濃尾 川中所長】

農業者が市町村の策定する農業経営基盤強化促進基本構想に基づく農業経営の目標に向けて、自ら「こう頑張らしましょう」とした場合に、農業者が改善計画づくり、その計画を市町村が認定し、その農業者を認定農業者とするといった建付けになっています。

なお、そういった場合に認定農業者は融資とか補助金とか税制でメリット措置がある、という制度となっています。

【水谷委員】

逆に、認定農業者にならない農家さんはどれくらいですか。

【農村振興部 杉山部長】

私は市町村にも出向したことがあって、認定農業者のことも携わったことがあるのですが、地域性がすごくあり、メリットがあるところやそうでないところもあります。基本、手上げ方式で、私はこうするので認めてください、ということですので、非常に行政が働きかけて、皆を認定農業者にしようと思うところもあれば、そうでないところもある。ですので、この数値だけを見て、どうこう言うのは難しいです。

【水谷委員】

なるほど。ありがとうございました。では、農業従事者全員が認定農業者になっている訳ではないということで、農業従事者全体では数字が変わってくるということですね。

【農村振興部 杉山部長】

はい。

【水谷委員】

ありがとうございます。それから、資料 4 の 14 ページの共通という項目の 1 番下に土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数等について（令和 4 年 4 月 1 日付け）という事務連絡の資料があるのですが、この中に割引率の話が載っていましたでしょうか。割引率がずっと変わらず、それで国会で議論していたというところまで知っているのですが。

【事業計画課 伊東課長補佐】

事業計画課の伊東と申します。割引率につきましては、水谷委員もご存じのとおり全省庁共通で4%を用いるようになっていました。その後見直しがあれば変更していくことになっており、検討されているとは聞きますが、割引率の見直しはされていません。

【水谷委員】

未だ変わらず、ここに載っている訳ではないということですね。

今回の費用対効果の話なのですが、まず、1ページの(2)の総費用の総括のところに、右に合算の数字、総費用ということで載っていますが、15、16ページの数字は割り引いているのでしょうか。

【事業計画課 伊東課長補佐】

これは割引後、割増後の数字です。基準年度を令和4年にしていますので、着工年度の平成10年までは費用は割増されていることから、当該事業による費用は総事業費より高くなっています。

【水谷委員】

当該事業が高くなっている。

【事業計画課 伊東課長補佐】

そうです。費用は、令和4年から令和9年までは割引されますが、トータル的には高くなり、総事業費の870億より高くなっています。

【水谷委員】

はい。分かりました。もう一つ、便益の方ですが、丁寧に載せていただいていて、資料4の17ページから22ページの細かな表ですけども、ここを見ていくと、どの効果に対しても割引後の合計とその前に年効果額の数値があって、同左割引後の欄があって、割引後のところは合計数値が最後の1番下に載っていますよね。その隣が年効果額類額なので、これ割引していない数値だと思いますが、それで大丈夫ですよね。

【事業計画課 伊東課長補佐】

そうです。割引前です。

【水谷委員】

それで、先程の割引率の話ですが10年ものの国債金利を割引率とするというような決めがあって、その値は今は0%に近いところです。4%というのは30年前の値で、1%まで減ってきたのが平成24年で大分前になります。これはルールだということで、一向に見直しがされないので、議事録に残していただきたく、何度もお話をさせていただいています。この年効果額の数値は、割引率がほぼ0とすると、合計の金額が実際の割引率0%で計算したときの便益になるのではない

かだと思います。要するに、この資料の数値を足し算すれば、割引率が30年前の4%で計算した値ではなく、今の0%で計算した値になるのではないかと。そうすると、便益額というのがもっと大きくなり、費用対効果の7.63という数字が、おそらく費用の方が増えたとしても、かなり大きくなるのではないかと。このように考えられます。大きくなるなら効果があるから問題ないのではないという見方もあるようですが、大きくなりすぎて本当なのかという問題もあるはずで、誠実に評価しているとは言えない状態だと思います。ちなみに、過去のデータと比較するのであれば、既に出ている割引率4%で計算した数値に加え、今の割引率0%とした数値を両方を出して、その上で、事業費、事業の効果を考えればよく明らかにおかしい30年前の設定で良い悪いというのは、評価の仕方としていかがなものかだと思います。これまで言い続けてきたのですが、言い続けて10年くらい経ちますので、国としてしっかりと向き合った方がいいと思います。今回は、しっかり意見として出させていただきました。

【平松委員長】

ありがとうございます。水質の話がありましたけれども、用水路の話なので、基本的には河川の水が下限になります。上限値が決まっているのは、窒素が多すぎると稲が倒れるので上限が決まっている。それで改善するということがあります。田んぼの中で肥料をやるので基本的に排水は窒素の量が高くなる。今は、貝やのり等の栄養が足りないの問題になっていますが、必ずしもたくさんあれば良いという訳でもなく、農業用水としては、それほど水質を悪くしないように増やすより減らす努力が基本的には多くされていると思います。一部ため池から栄養を流し込んだりとかの運動はありますが、ここでは、下限値の設定は直接繋がらないかなと思います。

【平松委員長】

犬山頭首工のことでお聞きしたいです。河床から3mぐらい下がっているということですけど、そうすることによって、エプロンの下は、下がえぐれるような形になってしまっていると思うのですが、エプロンの下に空洞が起きることはないですか。3mぐらい下がってしまうとかそんな心配があって、それに対してエプロンの補強としてコンクリートで埋めるような形になっているのでしょうか。

【新濃尾 森田技術専門官】

13ページに補修工事の概要を載せているのですが、水位差がついて頭首工の下を水が走らないようにするために、必要な浸透路長を確保するため上流側へ止水矢板の施工をしています。補修を開始するまでに水位差の影響でエプロン下に少し空洞があった部分は止水対策グラウトということでモルタルのようなもので空洞を充填して、エプロンの荷重がしっかりと下へ伝わるよう対策しています。あわせて、護床工についても水位差がついて必要な長さが足りていなかったことから下流側へ延ばして擦り付けるような対策を新濃尾事業で実施しています。

【平松委員長】

明治用水頭首工の時もそうでしたが、浸透路長がすごく大事なのだと思いました。犬山頭首工は問題なく施工しているということでしょうか。

【新濃尾 森田技術専門官】

補修工事完了から 50 年後の下流河川水位を推定して、その状態でも構造が不安定にならないような設計で止水矢板等の施工を行っています。

【平松委員長】

右岸側に新設した魚道は結構変わった魚道だと思うのですが、真ん中よりも左右岸の方が遡上するといった話もありましたが、この構造には何か理由があるのでしょうか。

【新濃尾 森田技術専門官】

対象魚種を選定した上で、いろんな流れがあった方がいいだろうということや、真ん中の少し深い部分については呼び水的な効果を持たせようということから、左右岸よりも少し深くしたと聞いております。

【平松委員長】

はい。分かりました。ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、以上を持ちまして質疑応答を終わりにしたいと思います。

議事の③その他について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

はい。今後の事務手続きといたしましては、再評価の結果を取りまとめるにあたって関係行政機関等から意見聴取を行うこととしております。その意見を踏まえて、第 2 回技術検討会を、7 月上旬頃に予定させていただきます。詳細については、後日メール等で御案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【平松委員長】

はい、説明ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。皆さま、御協力ありがとうございました。

【事務局】

平松委員長、ありがとうございました。それでは、閉会に当たりまして、地方参事官の関島より一言御挨拶をお願いします。

【農村振興部 関島参事官】

本日は、委員の皆様におかれましては御出席いただきまして誠にありがとうございました。半日という短い時間でございましたが主要な施設を見ていただきまして、また、施設を管理する土地改良区、地元の営農者の方とも意見交換していただきました。また、技術検討会の中で様々な視点から御意見を賜りまして感謝申し上げます。この審議の中でいただきまして御意見につきましては資料の中で見直しをかけた上で、7 月の技術検討会でまた説明していきたいと思っております。

でよろしくお願いいたします。引き続き農業農村整備事業の推進につきまして、御指導御鞭撻いただきと思いますのでよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

【事務局】

これをもちまして、第1回技術検討会を閉会いたします。本日の資料につきまして、郵送を御希望される方はこの場に置いていただければ、後日、郵送いたします。

(終了)